

居住制限区域（南相馬市小高区）内に所有する自宅建物に居住していた申立人らの財物損害（自宅建物）について、原発事故前にリフォーム工事を実施していたこと等を考慮して、新築後48年経過時の価値（残価）を新築時点相当の価値の3割として算定した額が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A1（以下「被相続人」という。）が昭和62年6月〇日に死亡し、申立人らの知る限り、亡A2及び申立人らが、被相続人の全相続人であること
- (2) 亡A2が平成21年9月〇日に死亡し、申立人らの知る限り、申立人らが亡A2の全相続人であること

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

別紙物件目録記載の建物に係る財物損害

和解金額 264万1041円

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項記載の損害項目についての和解金として合計金264万1041円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 確認条項

申立人ら及び被申立人は第2項記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

6 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人

らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年12月2日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 廣瀬 正司)